

平成 30 年度第 1 回  
横浜市公共事業評価委員会  
平成 30 年 7 月 30 日(月)  
横 浜 市

**【教育－2】事前評価**


学校施設の建替（及びコミュニティハウス  
複合整備）事業（都岡小学校）

（教育委員会事務局）

(様式2)

## 公共事業事前評価調書(案)

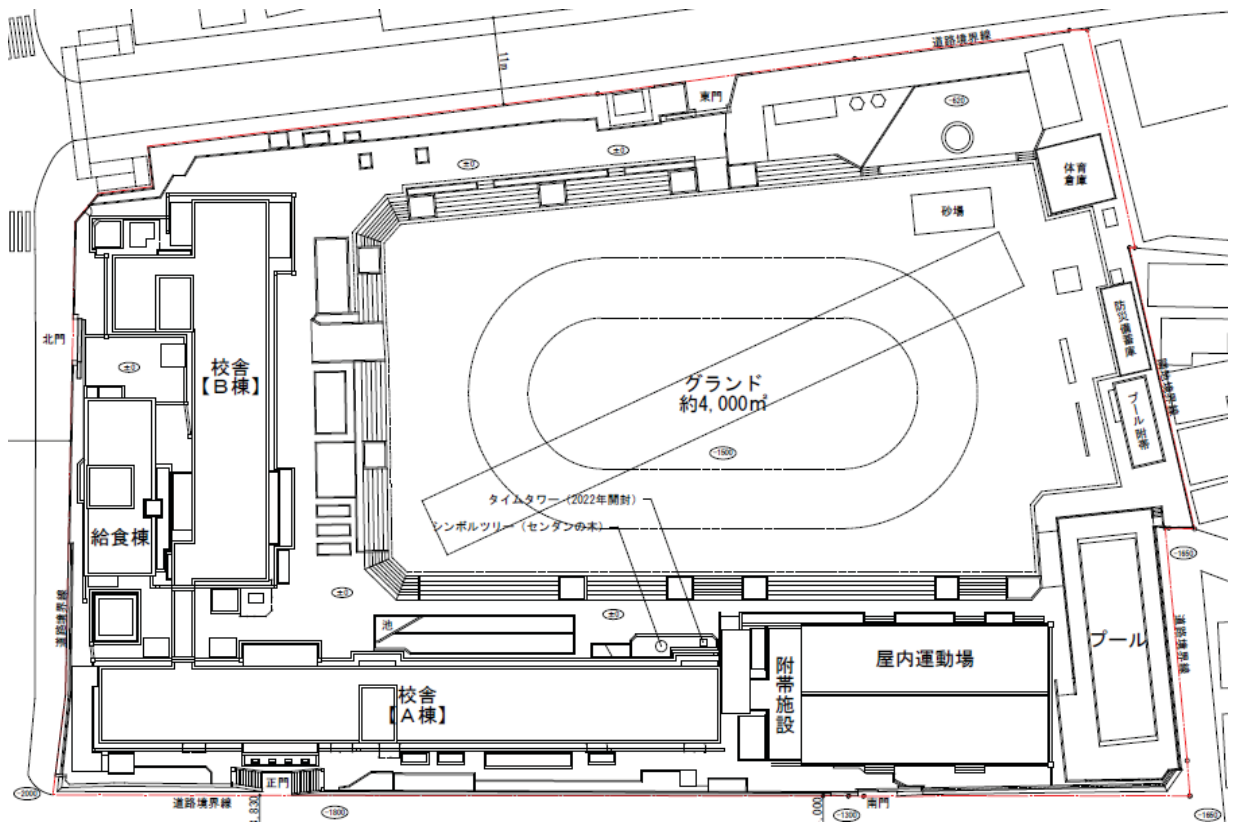
事業概要	事業名	【教育-2】学校施設の建替(及びコミュニティハウス複合整備)事業(都岡小学校)		
	場所(所在地)	旭区都岡町4番地8		
	事業目的	都岡小学校の老朽化への対応		
	事業内容	都岡小学校の老朽化対策として、現敷地内に新校舎棟を整備します。また、当該地区で未整備のコミュニティハウス(条例設置型)を整備し、学校施設との複合施設を整備します。		
		【現在の施設状況】(平成29年4月時点)		
		建設(増築)年度	昭和38年(1963年)～平成25年(2013年)	
		最古の棟の築年数	53年	
		屋内運動場築年数	49年	
		平均築年数	47.2年(市内小中学校のうち、3番目に古い)	
		種別		数量
普通教室		14教室		
個別支援教室		3教室		
多目的室		1教室		
音楽室や理科室等の特別教室		5教室		
その他職員室等の管理諸室・体育施設等				
面積		約3,400㎡		
【主な改修の履歴】				
内容	年度	事業費		
校舎等耐震改修	平成7、13、16年度	—		
屋内運動場大規模改修	平成25年度	約1.7億円		
屋上防水工事	平成16年度	—		
【新規整備内容(予定)】敷地面積:約10,709㎡				
種別		数量		
普通教室		12教室		
個別支援教室		3教室		
特別支援教室		1教室		
多目的室		4教室		
音楽室や理科室等の特別教室		7教室		
その他職員室等の管理諸室・体育施設等				
コミュニティハウス		約300㎡		
面積		約4,300㎡		

		<p>【位置図】</p> 
	<p>事業スケジュール</p>	<p>H30～H32: 基本設計・実施設計  H33～H37: 新築工事、仮設校舎設置、既存校舎解体工事等  H35: 校舎棟一部供用開始  H37: 全面供用開始(コミュニティハウス含む)  ※今後、変更になる可能性があります。</p>
	<p>総事業費</p>	<p>約 32 億円(うち補助4億円)  ※今後の精査により、変更が生じる場合があります。</p>
	<p>事業の必要性</p>	<p>①必要性</p> <p>本市では、学齢期人口の急増に対応し、昭和 40 年代から 50 年代にかけて学校施設を集中的に整備してきたため、現状では5割以上の学校が築後 40 年以上経過しています。</p> <p>そのため、「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針(平成 29 年 5 月策定)」及び「横浜市公共建築物の再編整備の方針(平成 30 年 2 月策定)」に基づき、老朽化した都岡小学校を建替えるとともに、当該地区で未整備のコミュニティハウスを合わせて整備します。</p> <p>教育委員会事務局内で開催された「建替対象校選定会議」において、敷地条件等に法令上の課題がない学校の中で、平均築年数が最も古いことから、都岡小学校を建替対象校として選定しました。本市の定める整備水準に基づく内容で整備を進めますが、当該校では個別支援学級が現況でも3学級あるため、3教室分を整備します。(整備水準上は2学級)</p> <p>コミュニティハウスについては、ゆめはま2010プランに基づき、おおむね1中学校区に1館の整備を目標としていますが、当該中学校区内には既存のコミュニティハウスがないため、都岡小学校の建替えに伴いコミュニティハウスを整備する必要があります。</p> <p>近隣のコミュニティハウスは、今宿中学校区域の今宿南小学校コミュニティハ</p>

	<p>ウスとなり、都岡小学校とは直線距離にして約1キロ離れています。今宿南小学校コミュニティハウスの利用者数は年間で約5100人です。</p> <p>今回の都岡小学校建替えに伴うコミュニティハウスの複合化は、施設の多目的化・複合化等の再整備を進めることで施設配置の最適化、運営の効率化に取り組み、必要な市民サービスを持続的に提供するとともに地域の活性化を目指す「横浜市公共建築物の再編整備の方針」に基づき行うものです。これにより、地域の自主的な活用や相互の交流を図るとともに、地域防災拠点である学校と集会機能を持つ施設の集合化に伴い、日常的な空室の相互利用に加え、発災時の連携がスムーズになるなど、防災面の強化が期待できます。</p> <p>・児童数・学級数推計値(一般学級のみ)</p> <table border="1" data-bbox="499 629 1468 770"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">都岡小</td> <td>児童数</td> <td>377</td> <td>383</td> <td>366</td> <td>372</td> <td>366</td> <td>352</td> <td>343</td> </tr> <tr> <td>学級数</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>②適地性 都岡小学校以外の敷地で、小学校の整備に必要な面積を確保できる市有地が近隣にないため、現敷地での整備としました。</p>			H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	都岡小	児童数	377	383	366	372	366	352	343	学級数	12	12	12	12	12	12	12
		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35																			
都岡小	児童数	377	383	366	372	366	352	343																			
	学級数	12	12	12	12	12	12	12																			
<p>事業の効果 (費用便益分析等)</p>	<p>①定性的事項について 本事業を実施することで、児童の安全・安心及びより良い教育環境を確保することができます。 当該中学校区はコミュニティハウス未整備地区であるため、整備により、地域の自主的な活用や相互の交流が図られます。</p> <p>②コスト縮減の取組みについて 解体工事については、杭のすべて撤去する想定で積算していますが、今後設計を進めていくうえで杭の撤去が必要ない場合は、解体費の削減が見込まれます。 学校とコミュニティハウスの複合化に伴い、共用部分を設けることによって、整備面積の縮減を図ります。(整備縮減面積:約 100 m<sup>2</sup>)</p>																										
<p>環境への配慮</p>	<p>太陽光発電設備等やLEDの導入、内装等の木質化等を行い、環境に配慮します。</p>																										
<p>地域の状況等</p>	<p>学校関係者、地域の代表者による検討会を設置し、ご意見をいただきながら基本構想を策定しました。</p> <p><b>【検討会】</b> 第1回:平成 29 年 11 月 27 日(月) 第2回:平成 30 年1月 15 日(月) 第3回:平成 30 年2月 26 日(月)</p>																										
<p>事業手法</p>	<p>公共発注方式 (本市として公共工事を進める上では、「横浜市中企業振興基本条例」の趣旨に照らし、市内中小企業者の参加機会の拡大を図ることが要請されており、PFI 方式等を採用する場合には、市内中小企業者の参加の適切な確保が課題となっています。また、PFI・BTO 方式や DBO 方式など施設の維持管理を含む</p>																										

	PPP手法の導入を想定した場合には、併せて職員体制も検討すべき課題となります。これらの2つの課題については、慎重に対応すべきであり、その検討には一定の時間が必要のため。）
その他	別棟で消防団器具置場を整備します。
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
担当部署	教育委員会事務局 施設部 教育施設課 (TEL 045-671-3531) 市民局 区政支援部 地域施設課 (TEL 045-671-2086)

【既存校舎配置図】



【整備イメージ図】



## 現行の施設と新しい学校の整備水準の比較について

種別	室名	整備水準(小学校12CR)		整備前		整備後		増減		
		CR数 (64㎡/CR)	面積 (㎡)	CR数 (63㎡/CR)	面積 (㎡)	CR数 (64㎡/CR)	面積 (㎡)	CR数 (64㎡/CR)	面積 (㎡)	
教室	1 普通教室	学級数		14.0	882	12.0	768	-2.0	-114	▲
	2 個別支援教室	2.0	128	3.0	189	3.0	192	0.0	3	★
	3 特別支援教室	1.0	64	0.0	0	1.0	64	1.0	64	
特別教室	4 理科教室	2.0	128	2.0	126	2.0	128	0.0	2	
	5 音楽教室	2.0	128	2.0	126	2.0	128	0.0	2	
	6 家庭科教室	2.0	128	2.0	126	2.0	128	0.0	2	
	7 図画工作教室	2.0	128	2.0	126	2.0	128	0.0	2	
	8 図書室	2.0	128	2.0	126	2.0	128	0.0	2	
	9 コンピューター教室	1.0	64	0.0	0	1.0	64	1.0	64	
多目的室	10 教育相談室	0.5	32	0.0	0	0.5	32	0.5	32	
	11 多目的室(水廻り学習等)	2.0	128	0.0	0	2.0	128	2.0	128	
	12 多目的室(集会・発表等)	2.0	128	2.0	126	2.0	128	0.0	2	
	13 多目的室(少人数指導)	2.0	128	0.0	0	2.0	128	2.0	128	
管理諸室	14 多目的室(用途指定なし)	2.0	128	0.0	0	2.0	128	2.0	128	
	15 校長室	0.5	32	0.5	31.5	0.5	32	0.0	1	
	16 職員室	1.5	96	1.5	94.5	1.5	96	0.0	2	
	17 事務室	0.5	32	0.5	31.5	0.5	32	0.0	1	
	18 保健室	1.0	64	1.0	63	1.0	64	0.0	1	
	19 保健相談室	0.5	32	0.5	31.5	0.5	32	0.0	1	
	20 放送・スタジオ室	0.5	32	0.5	31.5	0.5	32	0.0	1	
	21 会議室	1.0	64	1.5	94.5	0.0	0	-1.5	-95	共用
	22 印刷室	0.5	32	0.5	31.5	0.5	32	0.0	1	
	23 職員更衣室	0.5	32	0.5	31.5	0.5	32	0.0	1	
	24 技術員室・湯沸室	0.5	32	1.0	63	0.5	32	-0.5	-31	▲
	25 和室	0.5	32	0.5	31.5	0.0	0	-0.5	-32	共用
	26 職員・来校者用玄関	0.5	32	0.5	31.5	0.5	32	0.0	1	
	27 教材教具室	1.5	96	0.3	18.9	1.5	96	1.2	77	
	28 変電室・教材教具室	1.0	64	別棟	13.5	1.0	64	1.0	51	
	29 倉庫	0.5	32	0.5	31.5	0.5	32	0.0	1	
	30 資料室・耐火書庫	0.5	32	0.0	0	0.5	32	0.5	32	
	31 PTA会議室	0.5	32	0.0	0	0.5	32	0.5	32	
	32 地域交流室	0.5	32	0.0	0	0.5	32	0.5	32	
	その他	33 児童更衣室	1.0	64	0.0	0	1.0	64	1.0	64
34 昇降口		1.5	96	2.0	126	1.5	96	-0.5	-30	▲
35 キッズ		1.0	64	1.0	63	1.0	64	0.0	1	
36 給食室			350		226		350		124	
37 EV			1基		0基		1基		1基	
38 屋内運動場(アリーナ面積)			720		480		720		240	
39 プール			適宜		適宜		適宜		0.0	適宜
40 共用部(トイレ・廊下・階段等)			適宜		適宜		適宜		0.0	適宜
				約3,400		約4,300		0	約900	

※整備水準は「学習指導要領」や「学校施設整備指針」を参考に、横浜市の整備水準を作成し、教育長による方針決裁(教教施第117号、H25.4.17)で決定。

- …整備前から増加
- ▲ …整備前から減少
- ★ …整備水準から増加

## 参考 共用部込みの面積

校舎棟	4,660	校舎棟	6,309
体育館	592	体育館	1,091
合計	5,252	合計	7,400

## 【政令指定都市における学校規模に関する基準】

	小学校	中学校
横浜市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級 大規模校：25～30学級 過大規模校：31学級以上	小規模校：8学級以下 準小規模校：9～11学級 適正規模校：12～24学級 大規模校：25～30学級 過大規模校：31学級以上
札幌市	小規模校：11学級以下 適正規模校：18～24学級	小規模校：5学級以下 適正規模校：12～18学級
仙台市	一定規模未満校：11学級以下 一定規模校：12学級～24学級 大規模校：25学級～30学級 過大規模校：31学級以上	一定規模未満校：8学級以下 一定規模校：9学級～24学級 大規模校：25学級～30学級 過大規模校：31学級以上
さいたま市	基準は定めていないが、文部科学省作成「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」に準じて取組を推進している。	基準は定めていないが、文部科学省作成「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」に準じて取組を推進している。
千葉市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級 過大規模校：25学級以上	小規模校：11学級以下 ※9～11学級については準適正規模校として位置づけ 適正規模校：12～24学級
川崎市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級 (30学級までは許容学級) 過大規模校：31学級以上	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級 (30学級までは許容学級) 過大規模校：31学級以上
相模原市	過小規模校：11学級以下 適正規模校：18～24学級 過大規模校：31学級以上	過小規模校：5学級以下 適正規模校：15～21学級 過大規模校：31学級以上
新潟市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級 (各学年2～4学級)	小規模校：8学級以下 適正規模校：9～18学級 (各学年3～6学級)
静岡市	過小規模校：5学級以下 小規模校：6～11学級 適正規模校：12～24学級 大規模校：25～30学級 過大規模校：31学級以上	過小規模校：5学級以下 小規模校：6～11学級 適正規模校：12～24学級 大規模校：25～30学級 過大規模校：31学級以上
浜松市	小規模校：6学級以下 望ましい学校規模：12～24学級 ※望ましい学校規模に準じる ：7～11学級 大規模校：25～30学級 過大規模校：31学級以上	小規模校：6学級以下 望ましい学校規模：12～18学級 望ましい学校規模に準じる ：7～11学級・19～24学級 大規模校：25～30学級 過大規模校：31学級以上
名古屋市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級 過大規模校：31学級以上	小規模校：5学級以下 適正規模校：6学級以上（9～18学級が望ましい）
京都市	基準は定めていないが、文部科学省作成「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」に準じて取組を推進している。	基準は定めていないが、文部科学省作成「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」に準じて取組を推進している。
大阪市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級 過大規模校：31学級以上	基準を設けていない。
堺市	小規模校（※再編整備対象校） ：11学級以下 適正規模校：12～24学級 過大規模校：31学級以上	小規模校（※再編整備対象校） ：5学級以下 適正規模校：12～24学級 過大規模校：31学級以上
神戸市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級	小規模校：8学級以下 適正規模校：9～18学級
岡山市	過小規模校：6学級以下 小規模校：7学級以上11学級以下 適正規模校：12学級以上24学級以下 大規模校：25学級以上30学級以下 過大規模校：31学級以上	過小規模校：6学級以下 小規模校：7学級以上11学級以下 適正規模校：12学級以上24学級以下 大規模校：25学級以上30学級以下 過大規模校：31学級以上
広島市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12学級以上 過大規模校：31学級以上	小規模校：8学級以下 適正規模校：9学級以上 過大規模校：31学級以上
北九州市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級 大規模校：25学級以上	小規模校：8学級以下 適正規模校：9～24学級 大規模校：25学級以上
福岡市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級 適正に準ずる範囲：25～30学級 過大規模校：31学級以上	小規模校：8学級以下 適正に準ずる範囲：9～11学級 適正規模校：12～24学級 適正に準ずる範囲：25～30学級 過大規模校：31学級以上
熊本市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級 過大規模校：31学級以上	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級 過大規模校：31学級以上